

北海道立十勝圏地域食品加工技術センターの指定管理者の候補者の選定について

1 公の施設の概要		名 称：北海道立十勝圏 地域食品加工技術センター 所 在 地：帯広市西22条北2丁目23-10 設置目的：地域における食品加工技術の高度 化を促進し、北海道の食品工業の 発展に寄与する。		担当課(室) 経済部食関連産業局食産業振興課 (食品研究係) 直通：011-204-52226 代表：011-231-4111(内線26-808)		
2 申請期間		令和3年(2021年)10月25日(月) ～ 12月13日(月)				
公募概要	申請条件	指定期間(予定) 令和4年(2022年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日				
	業務の範囲	(1) 施設等を一般の利用に供すること (2) 施設等の利用の承認 (3) 施設等の維持管理 (4) その他知事が定める業務				
	利用料金制度	導入済(平成18年度～)				
	負担金限度額	142,175,000円				
	審査基準等	別紙「北海道立十勝圏地域食品加工技術センター指定管理者候補者決定基準」(公募要項別添4)のとおり				
3 申請結果		申請者数 1団体 うち公益財団法人1				
選定委員会	名 称		北海道立十勝圏地域食品加工技術センター指定管理者候補者選定委員会 (事務局：経済部食関連産業局食産業振興課)			
	設置要綱		別紙「北海道立十勝圏地域食品加工技術センター指定管理者候補者選定委員会設置運営要領」のとおり			
	委 員		区分	氏 名	所 属	備考
			委員長	東 陽介	帯広畜産大学産学連携センター副センター長	学識経験者
			副委員長	太田 智也	帯広信用金庫地域経済サポート部副部長	学識経験者
			委員	三谷彩恵子	帯広市経済部経済室長	
	開催状況	区 分		開催日時・場所	議 事	出席率
		第1回		令和3年10月22日(金) 帯広市	公募方法、選定の基準及び方法について	100%
		第2回		令和3年12月21日(火) 帯広市	・申請資格等(形式的要件)審査、必須項目審査、 加点項目審査について ・申請者に対するヒアリングの実施 ・指定管理者候補者の選定	100%
	審査の経過		・令和3年10月22日開催の選定委員会において、公募方法、選定の基準及び方法について検討を行った。 ・令和3年10月25日から公募を開始し、締切までに1団体から申請があり、事務局において申請資格(形式的要件)等に係る事前審査を行った上で、12月17日に申請書類等の副本を各委員に送付し、検討を依頼した。 ・12月21日開催の第2回選定委員会において、申請者からヒアリングを行うとともに、必須項目審査及び加点項目審査を実施した結果、適正・適切であることが認められたことから、選定委員会委員の総意により指定管理者の候補者として決定し、12月24日、審査の経過及び結果について道に報告した。			
採点結果		別記のとおり				
審査の結果		指定管理者の候補者 公益財団法人とかち財団 代表者 理事長 米沢 則寿				
選定理由		申請者からの提案内容について、申請資格等審査、必須項目審査及び加点項目審査を行った結果、適正・適切であることが認められた。 【特に評価された被選定者の提案内容】 ・施設利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。 ・試験機器について利用者への的確な指導が行えるとともに製品開発等のアドバイスなど総合的に支援することができること。 ・スタッフの配置体制が充実していることや業務処理を安定して行える能力を有していること。				
学識経験者委員の主な意見(又は総評)		施設利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できることや施設における全ての試験機器の的確な指導等に関する提案が特に優れており、当該団体は十勝圏地域食品加工技術センターの指定管理者として適当である。				

※本書は、選定委員会における審議経過を示したものであり、最終的には、北海道議会の議決をいただいた後、正式に指定管理者を指定する予定です。

別記(採点結果)

審査項目	配点	委員	指定管理者の候補者 (公財)とから財団 提案額 142,175千円	候補者以外の団体(成績順)		
1 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	15	(小計)	15.00			
①施設の利用にあたり、利用者の平等使用を確保できること	5	委員1	5.00			
		委員2	5.00			
		委員3	5.00			
2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	105	(小計)	90.00			
①利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。 ②施設利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。 ③管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。 ④維持管理コスト削減の方策が適切であること。 ⑤地元企業や研究団体等との連携を図り、情報発信・提供を行うこと。	35	委員1	32.50			
		委員2	28.75			
		委員3	28.75			
3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	45	(小計)	36.25			
①スタッフ配置体制及びスタッフ教育が充実していること。 ②業務処理を安定して行うための能力を有していること。	15	委員1	13.75			
		委員2	11.25			
		委員3	11.25			
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	75	(小計)	72.50			
①道が支払う管理費用の総額が安価であること。 ②収支計画書の内容が適切であること。	25	委員1	23.75			
		委員2	23.75			
		委員3	25.00			
5 施設の性質又は目的に応じた加点要素	60	(小計)	60.00			
①施設における全ての試験機器について、利用者への的確な指導が行えること。	20	委員1	20.00			
		委員2	20.00			
		委員3	20.00			
各委員合計得点	100	委員1	95.00			
		委員2	88.75			
		委員3	90.00			
(i) 最高得点をつけた委員数			3			
(ii) 全委員合計得点 (300)			273.75			